

大気汚染防止法の一部を改正する法律案に対する修正案新旧対照条文

○大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）

（傍線部分は改正部分、ゴシック部分は修正部分）

修正案	政府案	現行
<p>（特定粉じん排出等作業の作業基準）</p> <p>第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。</p> <p>2 第十八条の十七第一項に規定する届出対象特定工事に係る作業基準は、第十八条の十九第一号に掲げる措置を同号口に掲げる方法により行う場合に特定粉じんの飛散の状況について調査を行うことを含むものでなければならない。</p> <p>第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、</p>	<p>（特定粉じん排出等作業の作業基準）</p> <p>第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。</p> <p>（新設）</p>	<p>（作業基準）</p> <p>第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。</p> <p>第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十三条から前条までの違反行為をしたとき</p>

行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十四条第三号 五百万円以下の罰金刑

二 第三十三条から前条まで（第三十四条第三号を除く。） 各本条の罰金刑

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（新設）

（新設）

修正後	政府案
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十八条の十四の改正規定（同条に一項を加える部分に限る。）、第十八条の十五から第十八条の二十までの改正規定（第十八条の十五第六項に係る部分に限る。）及び第三十五条の改正規定（同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に一号を加える部分に限る。）並びに次条第二項及び附則第六条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この法律による改正後の大気汚染防止法（以下「新法」という。）第十八条の十五（第六項を除く。）及び第十八条の十六から第十八条の二十三までの規定は、この法律の施行の日から起算して十四日を経過する日以後に着手する建設工事（この法律に</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 第十八条の十五から第十八条の二十までの改正規定（第十八条の十五第六項に係る部分に限る。）及び第三十五条の改正規定（同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に一号を加える部分に限る。）並びに次条第二項の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この法律による改正後の大気汚染防止法（次項において「新法」という。）第十八条の十五（第六項を除く。）及び第十八条の十六から第十八条の二十三までの規定は、この法律の施行の日から起算して十四日を経過する日以後に着手する建設工事</p>

よる改正前の大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事であつて、同日前に着手していないもの（以下この項において「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

2 新法第十八条の十五第六項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に着手する建設工事について適用する。

（検討）

第五条 政府は、解体等工事（新法第十八条の十五第一項に規定する解体等工事をいう。）が特定工事（新法第二条第十二項に規定する特定工事をいう。第四項において同じ。）に該当するか否かについての事前調査を、当該事前調査を行うために必要な専門的な知識及び技術を有する者であつて当該解体等工事の関係者以外のものに行わせることの義務付けについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、特定粉じん排出等作業（新法第二条第十一項に規定する特定粉じん排出等作業をいう。次項において同じ。）が適正に行われたことについての確認を、当該確認を行うために必要な専門的な知識及び技術を有する者であつて当該特定粉じん排出等

（この法律による改正前の大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る建設工事であつて、同日前に着手していないもの（以下この項において「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

2 新法第十八条の十五第六項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に着手する建設工事について適用する。

（検討）

第五条 （新設）

（新設）

作業の関係者以外のものに行わせることの義務付けについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、特定粉じん排出等作業を行う事業に関する許可制度の導入等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、特定工事等に伴う特定粉じん（新法第二条第八項に規定する特定粉じんをいう。）の排出又は飛散の抑制を図るために事業者に対して必要な財政的援助を与えることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正）

第六条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

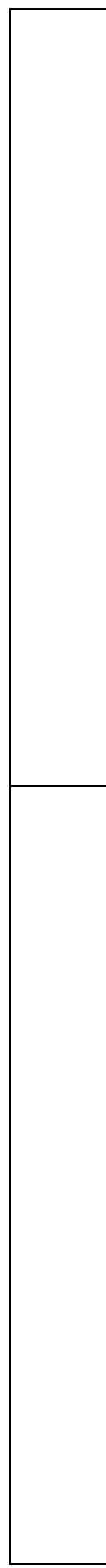
第八条第一項中「第十八条の十四」を「第十八条の十四第一項」に改める。

（新設）

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（新設）

（新設）



○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）

（附則第六条関係）

改正後	改正前
<p>（粒子状物質総量削減基本方針）</p> <p>第八条 国は、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法第三条第一項若しくは第三項若しくは第四条第一項の排出基準又は同法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準、同法第十八条の三の基準、同法第十八条の五の敷地境界基準、同法第十八条の十四第一項の作業基準及び同法第十九条の規定による措置並びにスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成二年法律第五十五号）第五条第一項の規定による指定のみによっては環境基本法第十六条第一項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準（浮遊粒子状物質に係るものに限る。次条第二項第三号において「浮遊粒子状物質に係る大気環境基準」という。）の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域（以下「粒子状物質対策地域」という。）について、自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（以下「粒子状物質総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（粒子状物質総量削減基本方針）</p> <p>第八条 国は、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法第三条第一項若しくは第三項若しくは第四条第一項の排出基準又は同法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準、同法第十八条の三の基準、同法第十八条の五の敷地境界基準、同法第十八条の十四の作業基準及び同法第十九条の規定による措置並びにスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成二年法律第五十五号）第五条第一項の規定による指定のみによっては環境基本法第十六条第一項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準（浮遊粒子状物質に係るものに限る。次条第二項第三号において「浮遊粒子状物質に係る大気環境基準」という。）の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域（以下「粒子状物質対策地域」という。）について、自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（以下「粒子状物質総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2・3 （同上）</p>